

枚方市立香陽小学校 学校いじめ防止基本方針(NO.1)

いじめとは(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(「いじめ防止対策推進法」より)いじめは、いかなる理由があっても決して許される行為ではない。

いじめに対する基本方針

- ・いじめはどの児童にも起こりうるものであり、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるものである。
- ・いじめは気づきにくいところで行われることが多いので、些細な兆候や児童の小さな変化、信号等を見逃さないようにすることが大切である。
- ・いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対して、適切な指導と支援が必要である。

いじめ防止等の対策のための組織

(名称)いじめ・不登校対策委員会
(構成員)校長、教頭、首席(教務主任)、生徒指導主担、人権教育主担、養護教諭、各学年主任、担任、支援コーディネーター
(心の教室相談員、スクールカウンセラー)
(役割)学校いじめ防止基本方策の策定と見直し、いじめの未然防止、いじめの対応、年間計画作成、教員の資質向上のための研修、

いじめ防止の取組(未然防止)

- (1)いじめを許さない風土づくり
 - ・「いじめは人間として絶対に許されない」という考えを全ての時間を通じて講じていく。
- (2)基本的な生活習慣の確立
 - ・あいさつや言葉づかい、本的な生活習慣の確立を図り、落ち着いた生活ができるようにする。
- (3)一人一人を大切にした学級・学校づくり
 - ・学級や学年、学校が児童の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障する。
 - ・思いやりの心をもち、お互いを認め合える集団づくりを進め、自己有用感や自尊感情を育む。
- (4)「わかる授業」づくり
 - ・一人一人を大切にした分かりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図る
 - ・学習に対する達成感をもてるよう指導する。
- (5)道徳教育及び人権教育、体験活動等の充実
 - ・教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育、体験活動等の充実を図り心の通う対人関係能力の素地を養う。
- (6)家庭・地域との連携
 - ・いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、いじめ問題について連携協力を図る。

早期発見のための取組

- (1)相談しやすい環境作り
 - ・教師と児童との温かい人間関係を作り、保護者との信頼関係を大切にしながら、いじめや人間関係のトラブル等について相談しやすい環境を整える。
 - ・教育相談の窓口を周知し、学校外でも相談できる体制を整える。
- (2)日常の観察・気づき
 - ・日常の観察(ぼ～ちなど)、声掛け等から、児童の表情や行動の変化、サインを見逃さないように努める。
 - ・授業はもとより、それ以外の休み時間などにおいても児童の様子に目を配るように努める。
- (3)情報の共有
 - ・遊びやふざけあいのように見えてもそれを見逃さず把握し、全教職員で情報を共有する。
- (4)保護者との連携
 - ・保護者と連携し、児童に関する情報交換を行い、日常的な連携を深める。
 - ・教育相談の窓口を周知し、相談しやすい
- (5)いじめアンケートの実施
 - ・いじめアンケートを年3回実施し、情報収集を行う。必要に応じて、面談を実施する。

いじめの早期対応

- (1)いじめと疑われる行為の発見
 - ・その場でその行為を止めさせる。軽微な事案でも関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- (2)「いじめ対策委員会」の開催
 - ・情報を共有するとともに、役割分担をする。
- (3)事実の確認
 - ・いじめを受けた児童、いじめを行った児童から事情を聞き取るなどして、情報収集を速やかに行う。
- (4)いじめを受けた児童と保護者への支援
 - ・いじめられている児童にも責任があるという考え方ではなくてはならず、「あなたが悪いのではない」ことを伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。
- (5)いじめを行った児童と保護者への指導と助言
 - ・児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。保護者には、以後の対応を適切に行えるよう協力を求め、継続的な助言を行う。
- (6)いじめが起きた集団への対応
 - ・自分の問題として捉えさせる。
 - ・学級全体で話し合う等して、いじめは絶対許されない行為であり根絶しようという態度を育てる。
- (7)ネット上のいじめへの対応
 - ・家庭、教育委員会や警察等関係機関との連携。